

熊本県保育補助者雇上強化事業費補助金交付要領

(趣 旨)

第1条 本補助金は、「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号）の別添8に定める保育補助者雇上強化事業を実施する市町村（熊本市を除く）に対し、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象経費は、事業実施年度における、要項別表「補助対象経費」に定める経費とする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号）の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という）別表の第2欄に定める区分のうち、保育補助者雇上強化事業について、次の(1)～(3)により算出した額とする。

- (1) 施設ごとに、交付要綱別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) で選定した額に交付要項別表の補助率(7/8)を乗じる(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる)。
- (3) (2) で算出した施設ごとの額を合計する。

(交付申請)

第4条 要項第3条第1項の申請書は、別に定める日までに知事に提出するものとする。
2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、「保育補助者雇上強化事業費補助金所要額調書(別表1)」とする。

(変更交付申請)

第5条 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、第4条第2項に定める様式を準用するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7条 要項第9条第1項の実績報告書は、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、「保育補助者雇上強化事業費補助金精算額調書(別表2)」とする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年11月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。